

「指定居宅介護支援」重要事項

1. 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の介護支援専門員が適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

2. 運営方針

- 事業所は、要介護者等が保健医療・福祉サービスが適切に利用できるよう要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、事業所等との連絡調整、介護施設の紹介、その他の便宜の提供を行う。
- 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場にたって、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 上記の他「指定居宅介護支援事業所の事業の人員及び運営」に関する基準（厚生省令第39号平成11年3月31日付）13条の具体内容取り扱い方針を遵守する。

3. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 平田クリニック
(2) 法人所在地 長崎市上野町1番5号
(3) 電話番号 095-845-6175
(4) 代表者職氏名 理事長 平田 哲也
(5) 設立年月 平成 4年 11月

4. 事業所の概要

- (1) 名称 うえのまち在宅介護支援サービス
(2) 所在地 長崎市上野町1番5号
(3) 電話番号 095-845-6222
(4) 介護保険事業所番号 4270100664
(5) 指定年月日 平成 11年 11月
(6) 管理者氏名 野口 康子

5. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

長崎市（H18.1月に市町村合併した旧伊王島・高島町・三和町・野母崎町・外海町及び琴海町地域を除く）長与町の区域

- (2) 営業日 月曜日～土曜日
(3) 休業日 日曜日、祝祭日、
お盆（8月13日～15日）、正月（12月30日～1月3日）

(4) 営業時間 月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時

土曜日 午前8時30分～午後2時30分までとする。

但し、営業日及び営業時間については、特別の需要がある場合には、この限りではない。

6. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〔主な職員の配置状況〕

・職員の配置については指定基準を尊守しています。

職種	常勤	指定基準
管理者	1名	1名
介護支援専門員	1名	1名

7. 当事業所が、提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約の利用負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

① 契約者ご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保険が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の給与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実績状況を把握します。
- ・居宅サービス計画書の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画変更の希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または介護保険施設への入院・入所を希望する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行います。

〔サービス利用料金〕

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）には、ご契約の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス料金に相当する給付を受領することができない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただく場合もあります。

8. 秘密保持

- (1)当事業所の従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は解約後も同様です。
- (2)当事業所は、別途、個人情報使用同意に基づいて、以下に掲げる理由に限り、利用者及びその家族に関する情報を提供します。
- ①要介護・要支援認定調査及び居宅サービス計画の内容について、関係する都道府県、市町村、付属機関及びその委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合。
 - ②主治医等が居宅サービス計画の内容について情報提供を求めた場合。
 - ③居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の関係人が、サービス担当者会議などサービス提供上情報を用いる必要がある場合。

9. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供を行う介護支援専門員
サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。
- (2) 介護支援専門員の交代
 - ① 事業所からの介護支援専門員の交代
事業所からの都合により、介護支援専門員を交代することがあります。介護支援専門員を交代する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
 - ② ご契約者からの交代の申し出
選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

10. 苦情の受け付けについて

- (1) 当事業所における苦情の受付
当事業所における苦情やご相談は次の窓口で受け付けます。
うえのまち在宅介護支援サービス
受付担当者 野口 康子
住 所 長崎市上野町1番5号
電 話 095-845-6222
受付時間 午前8時30分～午後5時（但し、土曜日は午後14時30分まで）
- (2) 行政機関等
長崎市介護保険課（長崎市役所） 代表電話 829-1163
長崎県国民健康保険団体連合会 代表電話 826-7291

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに管理者、ご家族及び関係機関に連絡を行うとともに、必要措置を講じます。

付 則

この重要事項は、令和3年 12月1日より施行する。

この重要事項は、令和7年 11月 1日より施行する。